

# 熊本県公報

号外 第 35 号  
平成 14 年 7 月 26 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

登 載 依 頼	
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	( 人事委員会 ) 1
熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 2
熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 2
熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	( " ) 2

## 登載依頼

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

### 熊本県人事委員会規則第 43 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改める。

第 15 条第 5 項を次のように改める。

5 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。)に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員(第 3 号に掲げる職員を除く。)第 1 項第 2 号中「当該給料月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下本条において「対応号給」という。)の 1 号給上位の号給」とあり、並びに同項第 3 号及び第 4 号中「対応号給の 2 号給上位の号給」とあるのは、「対応号給」(当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあっては、「対応号給の 1 号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第 2 項第 3 号及び第 4 号中「対応号給の 1 号給上位の号給」とあるのは、「対応号給」とする。

( 2 ) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員(前号又は次号に掲げる職員を除く。)当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第 1 項第 3 号及び第 4 号中「対応号給の 2 号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の 1 号給上位の号給」とする。

( 3 ) 2 級以上下位の職務の級へ降格した職員 第 1 項第 2 号中「当該給料月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下本条において「対応号給」という。)の 1 号給上位の号給」とあり、同項第 3 号及び第 4 号中「対応号給の 2 号給上位の号給」とあり、並びに第 2 項第 3 号及び第 4 号中「対応号給の 1 号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

第 19 条第 4 号中「一の」を「いずれかの」に改める。

第 21 条各項目中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 24 条第 1 項中「一又は」を「いずれか又は」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基

準に関する規則の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 7 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 44 号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の通勤手当に関する規則(昭和 33 年熊本県人事委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第 12 条中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が 30 分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること」に改め、各号を削る。

第 15 条及び第 16 条第 1 号中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 45 号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 中「、人事委員会に協議」を「その旨を書面で人事委員会に通知」に改める。

第 6 条の 4 の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条の 5 中「、理由を付して」を削る。

第 6 条の 6 中「(次条において「処分説明書」という。)」を削る。

第 6 条の 7 を削る。

第 6 条の 8 の見出しを「(一時差止処分に関するその他の事項)」に改め、同条を第 6 条の 7 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 14 年 7 月 26 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会訓令第 4 号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局処務規程(昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第 6 項中「第 5 条第 2 項第 2 号」を「第 5 条第 2 項第 2 号から第 6 号まで」に改め、第 13 項を第 14 項とし、第 9 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項中「第 22 項第 4 号」を「第 14 項第 3 号及び第 31 項第 4 号」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

9 勤勉手当に係る勤務期間について(昭和 49 年 4 月 4 日付け人委第 15 号)第 4 項の規定に基づく協議に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。